

- ・消費者の意識の変化 → 環境や被災地の復興、開発途上国の労働者の生活改善等の社会的課題に配慮した商品・サービスを選択して消費することへの関心の高まり
- ・公正かつ持続可能な社会の形成への参画 → 消費者教育の視野が消費者市民社会の形成へ拡大(「消費者教育の推進に関する法律」平成24年法律第61号)

「倫理的消費」調査研究会

人や社会・環境に配慮した消費行動である「倫理的消費(エシカル消費)」の内容やその必要性等について検討し、国民の理解を広め、日常生活での浸透を深めるためにどのような取組が必要なのかについて調査研究を行うため、平成27年5月から平成29年3月まで、「倫理的消費」調査研究会を開催。

主な検討事項

- (1) 倫理的消費の必要性とその効果
 - ・倫理的消費の歴史
 - ・倫理的商品(エシカルプロダクト)の事例
- (2) 倫理的消費の定義・範囲
- (3) 倫理的消費の度合い(エシカル度)を計る基準、指標
- (4) 我が国における倫理的消費の実態調査
- (5) 海外における倫理的消費の実態調査
- (6) 倫理的消費を広く普及させていく上での課題と対応

研究会取りまとめ

～あなたの消費が世界の未来を変える～
平成29年4月「倫理的消費」調査研究会 取りまとめ

○倫理的消費(エシカル消費)とは「地域の活性化や雇用なども含む、人や環境に配慮した消費行動」(消費者基本計画)

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うこと

配慮の対象とその具体例

人	障がい者支援につながる商品
社会	フェアトレード商品 寄付付きの商品
環境	エコ商品 リサイクル製品 資源保護等に関する認証がある商品
地域	地産地消 被災地産品
勤務福祉	エシカルファッション

○エシカル消費に取り組む必要性と意義

- ・持続可能性の観点から喫緊の社会的課題を含有
- ・課題の解決には消費者一人一人の行動が不可欠
- ・「安さ」や「便利さ」に隠れた社会的費用の意識が必要

○推進方策の方向性

- ・国民による幅広い議論の喚起、意識の向上
- ・事業者による消費者とのコミュニケーションの促進
- ・様々な主体、分野の協働によるムーブメント作り

広く国民間での理解とその先の行動を期待

持続可能な開発目標(SDGs)

目標12: つくる責任、つかう責任

エシカル・ラボ

「エシカル・ラボ」は、「エシカル消費(倫理的消費)」の意味や必要性などについて、広く国民に考え方を普及するための情報提供を行うとともに、地方公共団体による主体的な普及・啓発活動の促進を目指すことを目的として平成27年から開催しているシンポジウム。これまでに4回開催している。

平成30年度は、環境活動などを通じ持続可能な地域社会の構築に取り組む秋田県秋田市で開催。秋田県におけるエシカル消費の取組を発見するとともに、その情報を発信することを目指して、県内の学生や事業者、生産者などの活動を紹介するプログラム構成とした。

なお、今年度中は、山口県、京都府でも開催予定。



多様な主体による活動への参加

青森県消費生活大学講座

こども霞が関見学デー

エシカルフェスタ2018



今後の方策

- 普及・啓発シンポジウム「エシカル・ラボ」の開催
 - 先進的取組の収集・発信
 - 地方における様々な主体や分野の協働によるムーブメントづくりの促進
- のほか、徳島県を実証フィールドとする「新未来創造プロジェクト」の活用や民間活力との連携等を通じ、国民へ理解と行動を働きかける

地方消費者行政強化交付金【拡充】

31年度概算要求額 40億円（平成30年度予算額 24億円）

事業概要・目的・必要性

○事業概要・目的

- ・消費生活を取り巻く環境が年々変化していることに伴い、消費者問題は多種多様に複雑化していることを踏まえ、従来の体制では対応できない国として解決すべき消費者行政の課題に意欲的に取り組む地方公共団体の取組を支援する。
- ・どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるような体制整備を支援する。

○「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)

7. 安全で安心な暮らしの実現

(4) ⑤消費者行政の安全・安心

消費者の安全・安心を確保するため、成年年齢の引下げを見据えた未成年への消費者教育の強化や高齢者等の見守りネットワーク構築、内部通報制度に係る認証制度の導入による事業者のガバナンスの強化、HACCPに沿った衛生管理の推進等による食の安全の確保、遺伝子組換え食品の表示基準等の充実を進めるとともに、食品ロスの削減に向け、国、地方自治体、事業者、消費者などの様々な関係者が連携した国民運動の推進やICT活用等による民間企業の取組の促進等を図る。

○「消費者基本計画」(27年3月24日閣議決定)

地方公共団体への交付金や人員・予算の確保に向けた地方の自主的な取組への支援により、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備することを目指す。

事業イメージ・具体例

以下の2つの柱により支援します。

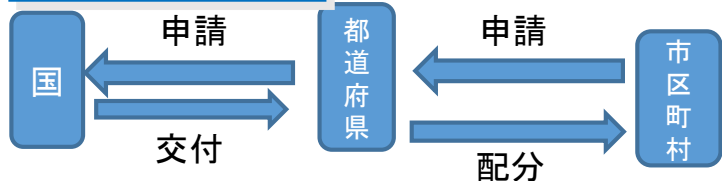
1. 地方消費者行政強化事業

- 国として取り組むべき重要消費者政策への取組（SDGsへの対応、若年者への消費者教育の推進、地方公共団体における法執行の強化 等）
- 消費生活センターの機能の維持・充実（消費生活センターにおける国の政策推進等への対応力を強化）
- 緊急的に取り組むべき課題への取組（補助率10/10）
 - ・成年年齢引下げに向けた対応
 - ・消費者教育教材（社会への扉）の活用
 - ・消費者教育コーディネーターの育成・配置
 - ・消費税率増税・軽減税率導入に伴う対策
 - ・2020年東京オリパラに向けた訪日外国人対応窓口の設置

2. 地方消費者行政推進事業

- 平成29年度までに『地方消費者行政推進交付金』等を活用し行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業について引き続き支援。
（被災4県及び熊本県においては、特例的に平成31年度の新規事業の立ち上げを支援）

資金の流れ



（地方消費者行政強化事業：補助率 1/2 地方消費者行政推進事業：定額）

期待される効果

- 国が取り組むべき重要消費者政策課題に積極的に取り組む地方公共団体を支援し、地方消費者行政の現場での取り組みを通じて、国の重要消費者政策課題の解決を推進します。
- 身近で質の高い相談・救済が受けられる地域体制の強化等を推進します。

概要

- 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体に対して、PDCAサイクルによる進捗管理を行いながら、複数年(3年程度)の計画的な取組を支援する。
- 国の政策による制度変更等について正確な情報を消費生活センターが消費者に提供できるように消費生活センターの機能の維持・充実を図るため、国が指定する研修への参加費等を支援する。
- 引き続き、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備を支援する。

地方消費者行政強化事業(補助率:1/2)

重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化

事業メニュー

(1)SDGsへの対応

- ①消費者安全確保地域協議会の構築等
- ②障害者に対する消費生活相談体制の整備
- ③食品ロス削減の取組
- ④倫理的(エシカル)消費の普及・促進
- ⑤消費者志向経営の普及・促進

(2)国の制度改正等に対応した重要消費者政策

- ①法執行体制の強化
- ②若年者への消費者教育の推進
- ③訪日・在日外国人向け相談窓口の整備
- ④風評被害の払拭のための取組
- ⑤公益通報者保護制度の推進
- ⑥適格消費者団体等の設立に向けた支援
- ⑦原料原産地表示制度の普及・啓発
- ⑧消費税率引上げ等への対応

国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業

研修メニュー

- ・ギャンブル等依存症対策
- ・AV出演強要問題
- ・成年年齢引下げに係る法制度、消費者教育
- ・消費税率引上げ及び軽減税率制度の導入
- ・放射性物質に係る食品の風評被害
- ・新たな加工食品の原料原産地表示制度
- ・仮想通貨に関する問題
- ・破産・民事再生に関する手続
- ・医療法改正を踏まえた特定商取引に関する法律の理解促進
- ・サブリースに関する問題

<補助対象>

- ・消費生活相談員
- ・消費者行政担当職員
- ・教員

地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率:定額)

- 平成29年度までに『地方消費者行政推進交付金』等を活用し行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業※について引き続き支援 ※被災4県及び熊本県においては、特例的に平成30年度の新規事業の立ち上げを支援。